

## 過半数代表者選挙とは？

18春闘以降、組織の信頼を失い多くの離脱を余儀なくされる方々をうみだしてしまいました。そして多くの職場で、過半数代表者を決める選挙が実施されました。そもそも過半数代表者は何をするのでしょうか？



### 過半数代表者とは？

従業員の過半数で組織する労働組合の代表、また過半数で組織する労働組合がない場合は、選挙など公平な方法で選出した過半数を代表する人を従業員の過半数代表者とします。これは労働基準法で決められています。

### 過半数代表者は何をします？

#### ①就業規則に対して労働者の意見を述べる！

使用者は就業規則の作成また変更の際に、過半数代表者の意見書を付けて労働基準監督署に提出することが労働基準法で定められています。

#### ②労使協定を結ぶ！

使用者が従業員に超勤や休日勤務をさせるには、労働者と使用者が労使協定を結ぶことが労働基準法で定められています。いわゆる36協定です。使用者が労使協定を結ばずに残業命令を出すと刑事罰を科せられます。

#### ③法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する！

安全委員会、衛生委員会、または両委員会を統合した安全衛生委員会が開かれる場合、労働災害防止の取り組みを労使が一体となり開催するため、過半数代表者の推薦に基づいた委員の指名が労働安全衛生法により定められています。

まもなく多くの職場で過半数代表者選挙が行われることとなりますが、職場における過半数代表者は非常に重要な役割を担っていることとなります。安全や働きがいを守られているのか？職場の社員の声を聞いてくれるのか？安全衛生委員会において職場の声が反映されているのか？

JR東労組は、職場集会やレクリエーションを通じて掴んだ組合員の声を実現させるために、安全衛生委員会や団体交渉を通じて「安全・健康・ゆとり・働きがい」が担保させた職場づくりを行ってきました。私たちと共により良い職場を創り出していこう！！

## 職場の声を反映させる代表者を選出することが重要です！